

|        |             |
|--------|-------------|
| 議会受付番号 | 鎌議第 1257 号  |
| 質問者    | 上島 寛弘議員     |
| 答弁する者  | 市長（総務部 財政課） |

## 文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

### 1 件名

白紙請求書を使用して支払っていた件の契約内容について

### 2 質問の要旨

- (1) 平成 26 年、27 年に於いて白紙請求書を使用して支払った事業に関して、この支払先と本市との契約について、各条項どのような内容が、記されているのか。全条一字一句全ての支払先との契約について明らかにせよ。
- (2) 白紙請求書問題に関して、市長は何故、一部議員にのみ資料を任意提出するのに、自発的に議長、副議長には提出しないのか。
- (3) 一部議員に対しては資料を提出していることについて、議長、副議長から見せるようにと要望や意見、抗議はなかったか。
- (4) 本件に係り、市が一部議員には資料提供しているが、議長、副議長という全ての議会運営に責任をもつ者が、状況把握出来ていない状況は不適切と考えるが、正副議長が把握していない資料の内容は何か。全て明らかにせよ。

### 3 答弁

- (1) 平成 26 年度及び平成 27 年度に行われた白紙の請求書を使用して支払った事業に係る支払先及び契約内容等については、別添資料のとおりです。  
なお、一部の資料については、現在、作成を行っていますので 10 月 2 日までに追加で提出させていただきます。
- (2) 議長を通して要求された資料については、全ての議員に資料を提供していますが、市議会議員が、個人の議員活動や一般質問を行うために請求する資料については、請求者本人にのみ資料を提供しています。
- (3) 一部議員に提出した資料については、議長、副議長から見せるようにとの要望や意見、抗議はありません。
- (4) 市が一部議員に提供している資料については、議長、副議長は把握されていません。